

平成15年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

※ 税に関する情報をインターネットのホームページに掲載しています。

国 税 庁 の ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.nta.go.jp
タックスアンサーホームページ	http://www.taxanser.nta.go.jp

目 次

減価償却制度に関する改正	1
1 情報通信機器等を取得した場合の特別償却制度の創設	1
2 開発研究用設備を取得した場合の特別償却制度の創設	2
3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設	3
4 その他	4
引当金・準備金制度に関する改正	9
交際費等の課税の特例に関する改正	10
資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	11
税額の計算に関する改正	12
1 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除制度の整備	12
2 情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の創設	14
3 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の整備	16
4 その他	17
その他の改正	18

略 語

説明文中で使った次の略語は、それぞれ次の法令を示します。

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第131号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第28号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成15年財務省令第38号）
平成14年7月改正法	法人税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第79号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
中小企業労働力確保法	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）
中心市街地整備改善活性化法	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）
中小ベンチャー法	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）
特定農山村法	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）

（注）この説明書は、平成15年4月9日現在の法令に基づいて作成しています。

減価償却制度に関する改正

1 情報通信機器等を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）が、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間（以下この項において「指定期間」といいます。）内に、特定情報通信機器等の取得等をして、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成15年4月1日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、その特定情報通信機器等の特別償却を認めるという制度が創設されました（措法42の11）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象資産

この制度の適用対象とされる特定情報通信機器等とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる情報通信機器等で、法人の資本の金額又は出資金額等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取得価額基準を満たすものをいいます（措法42の11、措令27の11、措規20の5の2）。

イ 情報通信機器等

電子計算機及び附属装置 デジタル複写機及び附属装置 ファクシミリ及び附属装置 ICカード利用設備及び附属装置 デジタル放送受信設備	インターネット電話設備及び附属装置 ルーター又はスイッチ及び附属装置 デジタル回線接続装置 ソフトウェア
（注） 法令第133条（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）又は法令第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定の適用を受けるものを除きます。	

ロ 取得価額基準

区 分	取 得 価 額 基 準	
	当該事業年度の指定期間内に取得等をした上記イの から までの情報通信機器等の取得 価額の合計額	当該事業年度の指定期間 内に取得等をした上記イの のソフトウェアの取得価額 の合計額
(イ) 資本の金額又は出資金額が 3億円超の法人（農業協同組 合等を除きます。）	600万円以上	600万円以上
(ロ) 上記(イ)以外の法人	140万円以上	70万円以上

（注） 農業協同組合等とは、措法第42条の4第12項第9号に規定する農業協同組合等をいいます。

(2) 特別償却限度額

この制度の特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の11）。

（算式） 特定情報通信機器等の取得価額 × 特別償却割合（50%） = 特別償却限度額
--

(3) 平成15年4月1日前に終了した事業年度の指定期間内に取得等をした特定情報通信機器等の特例

青色申告法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成15年4月1日前に終了した事業年度の指定期間内に、特定情報通信機器等の取得等をして、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合又は当該事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。）には、平成15年4月1日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下この項において「適用事業年度」といいます。）において、本制度の特別償却をすることができます。

なお、この場合の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の11、措令27の11）。

（算式） 改定普通償却限度額 + 特別償却限度額（特定情報通信機器等の取得価額 × 特別償却割合（50%）） = 償却限度額

（注） 改定普通償却限度額とは、次の資産の区分に応じてそれぞれ次に掲げる金額をいいます。

イ 償却の方法として定率法を採用している特定情報通信機器等

上記算式中の特別償却限度額が平成15年4月1日前に終了した事業年度において既に償却されたものとみなして当該特定情報通信機器等につき定率法により計算した場合の当該適用事業年度の普通償却限度額に相当する金額

- 償却の方法として定率法以外の償却の方法を採用している特定情報通信機器等
当該特定情報通信機器等につき当該償却の方法により計算した当該適用事業年度の普通償却限度額に相当する金額

(4) 適用要件等

- イ 特別償却の方法として準備金方式によることも認められます。また、特別償却不足額については、1年間の繰越しが認められます（措法52の3、42の11、52の2）。
- ロ 特定情報通信機器等につき、措法等の規定による税額控除、圧縮記帳又は他の特別償却等の適用を受ける場合には、この制度の適用はありません（措法53等）。
- ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています（措法42の11）。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15、措令39の45、措規22の28）。

〔適用時期〕

- (1) 上記(1)から(4)までの規定は、平成15年1月1日以後に特定情報通信機器等の取得等をする法人の平成15年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則95）。
- (2) 上記(5)の規定は、平成15年1月1日以後に特定情報通信機器等の取得等をする連結親法人又はその連結子法人の平成15年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則114）。

2 開発研究用設備を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で開発研究を行うものが、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間（以下この項において「指定期間」といいます。）内に、当該開発研究の用に供される開発研究用設備の取得等をして、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（平成15年4月1日以後に終了する事業年度に限りです。）において、その開発研究用設備の特別償却を認めるという制度が創設されました（措法44の3）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人で新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（以下「開発研究」といいます。）を行うものです（措法44の3、措令28の6）。

(2) 適用対象資産

この制度の適用対象とされる開発研究用設備とは、専ら開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうちその製作の後事業の用に供されたことのない耐用年数省令別表第八（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）の中欄に掲げる固定資産で、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とするものにあつては、一組又は一式とします。）の取得価額が280万円以上のものをいいます（措法44の3、措令28の6、措規20の8の2）。

(3) 特別償却限度額

この制度の特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の3）。

$$\text{（算式）} \\ \text{開発研究用設備の取得価額} \times \text{特別償却割合（50\%）} = \text{特別償却限度額}$$

(4) 平成15年4月1日前に終了した事業年度の指定期間内に取得等をした開発研究用設備の特例

青色申告法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成15年4月1日前に終了した事業年度の指定期間内に、開発研究用設備の取得等をして、これを国内にある当該法人の営む開発研究の用に供した場合（当該事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。）には、平成15年4月1日を含む事業年度（以下この項において「適用事業年度」といいます。）において、本制度の特別償却をすることができます。

なお、この場合の当該開発研究用設備の償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の3、措令28の6）。

$$\text{（算式）} \\ \text{改定普通償却限度額} + \text{特別償却限度額（開発研究用設備の取得価額} \times \text{特別償却割合（50\%））} = \text{償却限度額}$$

(注) 改定普通償却限度額とは、次の資産の区分に応じてそれぞれ次に掲げる金額をいいます。

イ 償却の方法として定率法を採用している開発研究用設備

上記算式中の特別償却限度額が平成15年4月1日前に終了した事業年度において既に償却されたものとみなして当該開発研究用設備につき定率法により計算した場合の当該適用事業年度の普通償却限度額に相当する金額

ロ 償却の方法として定率法以外の償却の方法を採用している開発研究用設備

当該開発研究用設備につき当該償却の方法により計算した当該適用事業年度の普通償却限度額に相当する金額

(5) 適用要件等

イ 特別償却の方法として準備金方式によることも認められます。また、特別償却不足額については、1年間の繰越しが認められます(措法52の3、44の3、52の2)。

ロ 開発研究用設備につき、措法等の規定による税額控除、圧縮記帳又は他の特別償却等の適用を受ける場合には、この制度の適用はありません(措法53等)。

ハ この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書及び所要の事項を記載した書類を添付して申告することが必要とされています(措法44の3、措規20の8の2)。

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(5)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の20の2、措令39の49の2、措規22の30の2)。

〔適用時期〕

(1) 上記(1)から(5)までの規定は、平成15年1月1日以後に開発研究用設備の取得等をする法人の平成15年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(措法44の3)。

(2) 上記(6)の規定は、平成15年1月1日以後に開発研究用設備の取得等をする連結親法人又はその連結子法人の平成15年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用されます(措法68の20の2)。

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等である青色申告法人が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、少額減価償却資産(取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のものをいいます。)の取得等をして当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理をしたときは、その損金経理をした金額を損金の額に算入するという制度が創設されました(措法67の8、措令39の29)。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で青色申告法人に該当するものです(措法67の8)。

(注) 中小企業者とは、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人(その発行済株式の総数又は出資の金額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人及びその発行済株式の総数又は出資の金額の3分の2以上を大規模法人に所有されている法人を除きます。)又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます(措法42の4、措令27の4)。

(2) 適用対象資産

この制度の適用対象とされる少額減価償却資産とは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した取得価額が30万円未満の減価償却資産で、措法等の規定による税額控除、圧縮記帳若しくは他の特別償却等の適用又は法令第133条((少額の減価償却資産の取得価額の損金算入))若しくは第133条の2((一括償却資産の損金算入))の規定の適用を受けないものをいいます(措法67の8、措令39の29)。

(3) 適用要件等

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付して申告することが必要とされています(措法67の8)。

なお、この明細書の添付に代えて減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(別表十六(一)又は別表十六(二)等)の備考欄に次の事項を記載して申告し、当該少額減価償却資産の明細を別途保管することにより適用を受けることもできます。

取得価額30万円未満の減価償却資産について措法67の8の規定を適用していること。

適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、円であること。

適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の103の2、措令39の124の2)。

〔適用時期〕

- (1) 上記(1)から(3)までの規定は、平成15年4月1日以後に少額減価償却資産の取得等をして、これを事業の用に供した日を含む事業年度において適用されます(措法67の8)。
- (2) 上記(4)の規定は、中小連結法人又は連結親法人である農業協同組合等が平成15年4月1日以後に少額減価償却資産の取得等をして、これを事業の用に供した日を含む連結事業年度において適用されます(措法68の103の2)。

4 その他

その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(措法42の5、68の10、平4大蔵省告示第57号、平15財務省告示第160号、平4通商産業省告示第145号、平15経済産業省告示第102号)	適用対象設備のうち高性能化学繊維製造装置(溶液紡糸式高速製糸装置)の対象原料がウレタンポリマーに限られるとともに、次の設備が適用対象から除かれました。 イ エネルギー有効利用製造設備等.....高性能染色整理装置(噴流式染色装置)など4設備 ロ エネルギー有効利用付加設備等.....水使用合理化装置(膜浸漬吸引式污水处理装置)など3設備 ハ 中小企業者等用のエネルギー有効利用設備等... ...ミートスライサーなど34設備	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(2) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却(措法42の7、68の12、措令27の7、39の42、旧措法42の7三・五・八、68の11三・五・八、旧措令27の7、39の41、改正法附則91、110、平9大蔵省告示第221号、平15財務省告示第161号)	下記3の事業化設備等を取得した場合の特別償却制度がこの制度の適用対象に統合されました。 適用対象法人から次の法人が除かれました。 イ 飲食店業を営む大規模法人 ロ 中小企業労働力確保法の認定計画に従って改善事業を実施する認定組合等及びその構成員 ハ 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う中小企業者 特定旅館業を営む大規模法人に係る適用対象設備から同時通訳用放送設備が除かれました。 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(3) 事業化設備等を取得した場合の特別償却(旧措法42の8、68の12、改正法附則92、111、旧措令27の8、39の42)	上記2の事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却制度に統合されました。	平15.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(4) 特定設備等の特別償却(措法43表三、68の16表三、措令28一、39の46一、改正法附則96、115、改正措令附則21、32、昭48大蔵省告示第69号、平15財務省告示第162号、昭62大蔵省告示第37号、平15財務省告示第163号)	公害防止用等設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 一般公害防止用設備の取得価額基準が300万円以上(改正前は150万円以上)に引き上げられました。 ロ 次の設備が適用対象から除かれました。 ・ 特定フロン等回収装置 ・ 污水处理用設備のうち塔、水路及び貯水池 ・ 污水处理用等設備のうちポンプ及び配管 ハ 次の設備について、その適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。 ・ 污水处理用設備及びばい煙処理用設備 ・ 污水处理用等設備のうち污水处理装置 ・ ばい煙処理用等設備のうちばい煙処理装置 ・ 窒素酸化物抑制設備、産業廃棄物処理用設備、PCB汚染物等処理用設備、特定フロン等破壊等設備 ニ 家畜排せつ物処理・保管用施設について、その適用期限が平成16年10月31日まで1年7月延長されました。 電線類地中化設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 対象区域の見直しが行われ、適用対象区域が都市計画法の都市計画区域のうち用途地域に関する	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

	<p>都市計画の定められた地域、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の規定により定められた歴史的風土特別保存地区の区域等に限られました。</p> <p>□ 適用期限が平成16年3月31日まで1年延長されました。</p> <p>船舶等に係る特別償却について、船員訓練設備の特別償却割合が6%（改正前は10%）に引き下げられるとともに、適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	
(5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法43の2、68の17、改正法附則96、115）	<p>機械及び装置に係る特別償却割合が24%（改正前は25%）に引き下げられました。</p> <p>適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(6) 特定中核的民間施設等の特別償却（措法43の3、68の18、措令28の3、改正措令附則21） (措法43の3 表一・二、68の18 表一・二、措令28の3、39の47、改正法附則96、115、改正措令附則21、32)	<p>特定中核的民間施設に係る特別償却制度について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 建物及びその附属設備の投資規模要件が6億5千万円以上（改正前は6億円以上）に引き上げられました。</p> <p>□ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>山村振興法の保全事業等資産に係る特別償却制度について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 建物及びその附属設備の特別償却割合が6%（改正前は8%）に引き下げられました。</p> <p>□ 建物及びその附属設備の取得価額基準が2,300万円以上（改正前は2,000万円以上）に、機械及び装置の取得価額基準が210万円以上（改正前は180万円以上）に引き上げられました。</p> <p>ハ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>特定農山村法の保全事業等資産に係る特別償却制度について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 機械及び装置の特別償却割合が10%（改正前は15%）に引き下げられました。</p> <p>□ 建物及びその附属設備の取得価額基準が2,300万円以上（改正前は2,000万円以上）に引き上げられました。</p> <p>ハ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(7) 地震防災対策用資産の特別償却（措法44、68の19、措令28の4、39の48、旧措令28の4二～五、39の48、改正法附則96、115、改正措令附則21、32、平15内閣府告示第3号、旧平5国土庁告示第1号）	<p>対象地域から大規模地震対策特別措置法第2条第4号に規定する地震防災対策強化地域以外の区域が除かれました。</p> <p>地震防災対策強化地域のうち内閣府告示で指定された区域内において事業の用に供された地震防災対策用資産について、その特別償却割合が8%（改正前は9%）に引き下げられました。</p> <p>適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(8) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却（措法44の2、68の20、昭59大蔵省告示第41号、平15財務省告示第165号）	<p>日本標準産業分類の改訂に伴い、高度技術工業として財務大臣が指定する事業の分類番号について、所要の改訂が行われました。</p> <p>適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	
(9) 事業革新設備の特別償却（措法44の4、68の21、措令28の7、39の50、措規20の9、22の31、改正法附則96、115、平15財務省令第52号附則） (旧措法44の4、68の21)	<p>産業活力再生特別措置法の改正に伴い、次の認定計画の認定事業者が取得等をする特定の事業革新設備について、次の特別償却割合による特別償却が認められる制度に改組されました。</p> <p>イ 事業再構築計画..... 30%</p> <p>□ 共同事業再編計画..... 40%</p> <p>ハ 経営資源再活用計画..... 30%</p> <p>ニ 事業革新設備導入計画... 24%</p> <p>製造過程管理高度化設備等に係る特別償却制度</p>	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平15.4.9）以後に取得等をするものについて適用され、平15.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平15.6.30までに取

<p>、旧措令28の7、39の50、旧措規20の9、22の31、改正法附則96、115、改正措令附則21、32、改正措規附則5、11)</p>	<p>が、下記(13)の飼料製造設備等の特別償却制度に条項移動されました。</p>	<p>得等をしたものについては、従前どおり適用されます。</p>
<p>(10) 特定余暇利用施設の特別償却(措法44の5、改正法附則96)</p>	<p>特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 基本構想承認後の期間 特別償却割合 5年超7年以内 7% (改正前10%) 7年超8年以内 7% (改正前8%) 10年超12年以内 5% (改正前6%)</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の6、68の23、措令28の9、39の52、措規20の11、22の33、旧措法44の6、68の23、旧措令28の9、39の52、旧措規20の11、三・四・二~四、22の33、改正法附則96、115、改正措規附則5、11)</p>	<p>電気通信基盤充実設備(波長分割多重化装置)に係る特別償却が廃止されました。 電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 光伝送装置及びルーターが適用対象から除かれました。 ロ デジタル送信用光伝送装置の特別償却割合が10%(改正前は12%)に引き下げられました。 ハ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。 広帯域加入者網普及促進設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ デジタル加入者回線信号分離装置、加入者系無線アクセス通信用無線設備及びケーブルモデムが適用対象から除かれました。 ロ デジタル加入者回線多重化装置の特別償却割合が15%(改正前は18%)に引き下げられました。 ハ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。 電気通信役務安定提供設備(回線切替装置及びコンピュータウイルス監視装置)に係る特別償却が廃止されました。 放送番組制作効率化設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ デジタル副調整設備及びデジタル送受信装置が適用対象に追加されました。 ロ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。 不正アクセス対策防御設備(ファイアウォール装置)に係る特別償却が廃止されました。</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 商業施設等の特別償却(措法44の7、68の24、措令28の10、二、39の53、二、措規20の12、22の34、旧措法44の7表三、68の24表三、旧措令28の10、39の53、改正法附則96、115、改正措令附則21、32、改正措規附則5、11)</p>	<p>中小小売商業振興法の連鎖化事業計画に係る共同利用施設が適用対象から除かれました。 中小小売商業振興法の商店街整備等支援計画に係る共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設の用に供する建物及びその附属設備等が適用対象から除かれました。 中小企業流通業務効率化促進法の認定計画に係る共同利用施設の要件が緩和され、入在庫情報その他の情報を電子計算機で処理するための設備を備えたもののうち、流通加工のための設備又は流通業務の効率化に著しく資するための設備のいずれかを備えたものとされました。 中心市街地整備改善活性化法に係る特別償却(中心市街地食品流通円滑化事業に係るものを除きます。)以外の特別償却の適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 飼料製造設備等の特別償却(措法44の8、68の24の2、措令28の11、措規20の12の2) (措法44の8、68の24)</p>	<p>青色申告法人で、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に規定する製造業者であるものが、平成15年4月1日から平成17年3月31日の間に、牛海綿状脳症のまん延の防止に寄与する飼料製造設備等の取得等をした場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、飼料製造設備等の取得価額に18%(建物及びその附属設備については9%)の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却を認めるという制度が創設されました。 上記(9)の製造過程管理高度化設備に係る特別償</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。 食品の製造過程の管理</p>

<p>の2、措令28の11、39の53の2、措規20の12の2、22の35)</p>	<p>却制度が条項移動された上、その適用期間が食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成17年3月31日までとされました。</p>	<p>の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。</p>
<p>(14) 再商品化設備等の特別償却(措法44の9、措令28の12、39の54、改正法附則96、改正措令附則21、32、平8大蔵省告示第96号、平15財務省告示第164号)</p>	<p>適用対象となる再生資源化設備(特別償却割合23%)に自動車破砕残さ再資源化設備が追加されました。 適用対象から特定再生資源利用製品製造設備のうちエコセメント製造設備が除かれました。 特定家庭用機器廃棄物再生処理装置の基準取得価額割合が75%(改正前は100%)とされました。</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(15) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45表一・三・四、措令28の14二~四、39の56、改正法附則96、改正措令附則21、32)</p>	<p>農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却について、適用対象設備の特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 ・建物及びその附属設備 4%(改正前5%) ・機械及び装置 8%(改正前9%) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、取得価額基準が2,500万円超(改正前は2,300万円超)に引き上げられるとともに、適用期間が公示の日から19年間(改正前は17年間)に延長されました。 過疎地域等における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 水源地域において事業の用に供される機械及び装置の特別償却割合が11%(改正前は12%)に引き下げられるとともに、当該水源地域における適用期間が平成17年3月31日まで2年延長されました。 ロ 過疎地域に類する離島振興対策実施地域として指定された地区における適用対象事業からソフトウェア業が除かれるとともに、当該地区における適用期間が平成17年3月31日まで2年延長されました。 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 適用対象事業に指定地区内において生産された農林水産物又はその製造加工等をされたものを主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業が追加されるとともに、適用対象資産に当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及び附属設備が追加されました。 ロ 適用期間が公示の日から12年間(改正前は10年間)に延長されました。</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(16) 中小企業者等の機械の特別償却(旧措法45の2、68の28、旧措令28の15、39の57、旧措規20の16、22の37、改正法附則96、115)</p>	<p>適用期限(平成15年3月31日)の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。</p>	<p>平15.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(17) 医療用機器等の特別償却(措法45の2、68の29、措令28の15、39の58、措規20の17、22の38、旧措法45の3表一口、68の29表一口、旧措令28の16、39の58、旧措規20の17、22の38、改正法附則96、115、平15厚生労働省告示第145号)</p>	<p>適用対象に医療の安全の確保に資する機器として、次の機械及び装置並びに器具及び備品で一定のものが追加(特別償却割合20%)されました。 ・一定の基準を満たす人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ ・生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 適用対象から看護業務省力化機器が除かれました。 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
<p>(18) 特定医療用建物の割増償却(措法45の2、68の29)</p>	<p>適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p>	
<p>(19) 建替え病院用等建物の特別償却(措法45の2、</p>	<p>適用対象に一定の有床診療所における療養病床の建替えが追加されました。</p>	<p>平15.4.1以後に取得等をするものについて適</p>

68の29、措規20の17、22の38、改正法附則96、115、平15厚生労働省告示第146号、旧平13厚生労働省告示第171号)	適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(20) 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却(措法46一、68の30一)	中小企業経営革新支援法の経営基盤強化計画に係る割増償却の適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(21) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等(措法46の2、68の31)	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(22) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却(措法46の3、68の32、改正法附則96、115、改正措令附則21、32、改正措規附則5、11)	農業経営改善計画に係る割増償却について、次のとおり改正されました。 ・ 適用事業年度が、原則として、農業経営改善計画の認定後、事業規模の拡大に係る一定の要件を満たすこととなった最初の日を含む事業年度開始の日以後5年を経過した日の前日までの期間内の日を含む事業年度に拡充されました。 ・ 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1以後に認定を受ける法人の有するものについて適用され、同日前に認定を受けた法人の有するものについては、従来どおり適用されます。
(23) 優良賃貸住宅等の割増償却等(措法47、68の34、改正法附則96、115、改正措令附則21、32、改正措規附則5、11)(措法47、68の34、措令29の4、39の63、措規20の20、22の41)	高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の割増償却割合について、次のとおり改正されました。 イ 耐用年数35年未満のもの 36%(改正前は40%) ロ 耐用年数35年以上のもの 50%(改正前は55%) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。 法人が、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に、その有する建築物で一定の要件を満たすものについて、一定の要件を満たす賃貸住宅とするための改良をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む事業年度において当該賃貸住宅の改良により取得した部分の取得価額に10%の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却を認めるという制度が創設されました。	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平15.4.1以後に改良をし、これを賃貸の用に供したものについて適用されます。
(24) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2、68の35、措令29の5、39の64、措規20の21、22の42、旧措法47の2三・五、旧措規20の21、22の42、改正法附則96、115、改正措令附則21、32)	適用対象となる特定再開発建築物等について、次の改正が行われました。 イ 適用対象となる認定再開発事業により整備される建築物が次の法人により取得されるものに限られました。 都市再開発法に規定する認定事業者に該当する法人 認定事業者に再開発事業の施行される土地の区域内の土地等を譲渡し、当該土地等に代わるものとして当該再開発事業により当該区域内において整備された建築物を取得する法人 ロ 適用対象から駐車場の用に供される建築物及び遮音上有効な機能を有する建築物が除かれました。 ハ 都市再生特別措置法の認定計画に基づいて行われる都市再生事業(次のいずれかの要件を満たすものに限り、)により整備される建築物(これらの要件を満たす事業により整備される一定の建築物であることなどの証明がされたものに限り、)について5年間の割増償却(割増償却割合50%)が認められました。 都市再生事業の施行される土地の区域(以下「事業区域」といいます。)内に地上階数10以上又は延べ面積が5万㎡以上の建築物が整備されること。 事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の事業区域の面積のうちに占める割合が30%以上であること。 都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する一定の費用の額が10億円以上で	平15.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

	あること。 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(25) 鉱業用坑道等の特別償却(旧措法49、68の37、改正法附則96 ²¹ 、115 ²¹)	適用期限(平成15年3月31日)の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。	平15.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されず。
(26) 植林費の損金算入の特例(措法50、68の38)	適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(27) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却(旧措法52 三・四・六、68の39、改正法附則96 ²² 、115 ²²)	対象となる負担金の範囲から、次のものが除かれました。 イ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の高度化等計画、高度化等円滑化計画等に係る負担金 ロ 中小ベンチャー法の研究開発等事業計画に係る負担金 ハ 食品流通構造改善促進法の新技術研究開発事業に関する計画に係る負担金 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されず。

引当金・準備金制度に関する改正

引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 海外投資等損失準備金(措法55、措令32の2、改正法附則87)	資源開発事業法人等の対象事業の範囲から、水産動植物の養殖及び採油用種子等の採取等の事業が除かれました。	平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 特定災害防止準備金(措法55の6、68の45)	適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(3) 電子計算機買戻損失準備金(措法57、68の50、措令33、39の78、改正措令附則19)	積立限度額の計算の基礎となる特別買戻損失の発生割合の計算方法について、次の改正が行われました。 イ 基準年度が1年繰り上げられ、当該事業年度開始の日の5年前の日(改正前は6年前の日)の前日から同日以後2年を経過する日までの間に開始した各事業年度とされました。 ロ 買戻算定期間が3年以内(改正前は4年以内)の期間に改められました。 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) プログラム等準備金(旧措法57、68の51、旧措令33、39の79、改正法附則87、97、116、改正措令附則22、33)	適用期限(平成15年3月31日)の到来をもって、この準備金制度が廃止されました。	平15.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されるとともに、同日前に開始した事業年度において所得の金額の計算上損金の額に算入された準備金の金額については、従来どおり適用されます。
(5) 原子力発電施設解体準備金(措法57の4、68の54、措令33の4二、39の82 二、措規21の12、22の55、平元通商産業省令第30号、平15	準備金の積立限度額の計算の基礎となる累積発電割合に係る想定総発電電力量が引き上げられ、積立限度額の縮減が行われました。	平15.4.1の属する事業年度から適用されます。 なお、旧積立額を保証する経過措置が講じられています。

経済産業省令第45号)		
(6) 中小企業等の貸倒引当金の特例(措法57の9、68の59)	適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(7) 農用地利用集積準備金(措法61の2、68の64、改正法附則87)	積立割合が9%(改正前は10%)に引き下げられました。 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

交際費等の課税の特例に関する改正

〔制度の概要〕

この制度は、法人が昭和57年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除きます。)において支出する交際費等の額については、その全額(資本又は出資の金額が5,000万円以下の法人にあっては一定の損金算入限度額を超える部分の金額)を損金の額に算入しないというものです(旧措法61の4)。

〔改正の内容〕

(1) 一定の損金算入限度額が認められる適用対象法人の改正

一定の損金算入限度額が認められる適用対象法人が資本又は出資の金額が5,000万円以下の法人から資本又は出資の金額が1億円以下の法人に拡充されました(措法61の4)。

(2) 損金不算入額の改正

資本又は出資の金額が1億円以下の法人の損金不算入額について、次の改正が行われました(措法61の4)。

改正前	支出交際費 - $\left\{ \begin{array}{l} \text{年400万円又は支出交際費等の額} \\ \text{のいずれか少ない金額} \end{array} \right\} \times 80\% = \text{損金不算入額}$
改正後	支出交際費 - $\left\{ \begin{array}{l} \text{年400万円又は支出交際費等の額} \\ \text{のいずれか少ない金額} \end{array} \right\} \times 90\% = \text{損金不算入額}$

(注) 年400万円は、400万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額です。

(3) 適用期限の延長

適用期限が平成18年3月31日まで3年延長されました(措法61の4)。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた改正が行われました(措法68の66)。

〔適用時期〕

(1) 上記(1)及び(2)の規定は、平成15年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法附則87)。

(2) 上記(4)の規定は、平成15年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法附則87)。

資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

資産譲渡の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3 五・六、68の68、措令38の4 二・二イ・二八、措規21の19 一〇・五・六、改正法附則1)	適用除外となる土地等の譲渡の範囲について、次のような改正が行われました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本郵政公社に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が郵便の業務その他一定の業務の用に供されるものが追加されました。 ・ 都市再生特別措置法の認定計画に係る都市再生事業(一定の要件を満たすものに限り、)の認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるものが追加されました。 ・ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡又は一定の要件を満たすマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がマンション建替事業の用に供されるものが追加されました。 ・ 建築面積が150㎡以上の建築物の建築事業(一定の要件を満たすものに限り、)の用に供されるための事業者に対する土地等の譲渡で、当該建築事業の要件について、地区計画制度等の見直しに伴い、所要の整備が行われました。 	平15.4.1から施行されます。 なお、本措置は、平10.1.1から平15.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法63 一、68の69 一、措令38の5、39の98、改正法附則1)	適用除外となる土地等の譲渡の範囲に次のものが追加されました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本郵政公社に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が郵便の業務その他一定の業務の用に供されるもの 	平15.4.1から施行されます。 なお、本措置は、平10.1.1から平15.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(3) 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(措法64の2、措令39、改正措令附則23)	適用対象に、再開発会社が行う都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該再開発会社の株主又は社員(当該事業の施行地区外に転出する者を除きます。)が明渡しに伴う損失補償金を取得するときに追加されました。	平15.4.1以後に補償金を取得する場合について適用され、同日前に補償金を取得した場合には、従来どおり適用されます。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4 二十三、改正法附則99)	適用対象に、やむを得ない事情により土地等がマンションの建替えの円滑化に関する法律の買取請求に基づきマンション建替え事業の施行者に買い取られる場合が追加されました。	平15.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例(旧措法65の7 表二十、68の78 表十八、旧措令39の7、39の106、改正法附則99、118) (措法65の7 表十四、68の78 表十二、措令39の7、39の106、改正措令附則23、34)	適用対象から産業活力再生特別措置法の認定事業者が行う長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある土地等への買換えが除かれました。 既成市街地等内において行われる特定民間再開発事業の実施に伴う買換えについて、次の改正が行われました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間再開発事業は一定の施設の用に供される土地を確保することが要件とされていますが、当該施設に、その事業の施行地区が幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第3項に規定する沿道再開発等促進区内である場合の同条第4項第2号に規定する施設が追加されました。 ・ 特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域が追加されました。 	平15.4.1前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平15.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税については適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。

税 額 の 計 算 に 関 す る 改 正

1 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、次に掲げる2つの仕組みから構成されています。

(1) 増加試験研究費の税額控除制度

青色申告法人の昭和42年6月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。）の損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を、その事業年度の法人税額の12%相当額（特別試験研究費の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算した金額と当期の法人税額の14%相当額とのいずれか少ない金額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の4）。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

青色申告法人である中小企業者等については、上記(1)に代えて、昭和60年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）の損金の額に算入される試験研究費の額の10%相当額を、その事業年度の法人税額の15%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4）。

〔改正の内容〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の創設

青色申告法人の各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、増加試験研究費の税額控除制度との選択適用とされた上で、試験研究費の総額に次の表に掲げる税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除を認めるという制度が創設されました（措法42の4）。

なお、税額控除は、当該事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額が限度となります。

事 業 年 度	試験研究費割合	税 額 控 除 割 合
平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度（平成15年4月1日以後に終了する事業年度に限りません。）	10%以上	12%
	10%未満	（試験研究費割合×0.2）+10%
平成18年4月1日以後に開始する各事業年度	10%以上	10%
	10%未満	（試験研究費割合×0.2）+8%

（注）税額控除割合に小数点以下3位未満の端数（%表示にあつては、小数点以下1位未満の端数）があるときは、これを切り捨てます。

（算 式）

$$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{当該事業年度の試験研究費の額}}{\text{当該事業年度及び当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の平均売上金額}}$$

（注）分母の平均売上金額は、当該事業年度及び当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均値となります。この場合の売上金額は、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除きます。）を基礎として計算します（措法42の4 六、措令27の4）。

(2) 特別共同試験研究に係る税額控除制度の創設

青色申告法人の各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該特別共同試験研究費の額に、次の表に掲げる税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除を認めるという制度が創設されました（措法42の4）。

これは、(1)と合わせて15%又は12%相当額の税額控除を認めるというものです。したがって、増加試験研究費の税額控除制度とは選択適用となります。

なお、税額控除は、当該事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額から(1)で適用された税額控除額を控除した残額が限度となります。

事業年度	税額控除割合
平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度（平成15年4月1日以後に終了する事業年度に限ります。）	15% - (1)で適用された税額控除割合
平成18年4月1日以後に開始する各事業年度	12% - (1)で適用された税額控除割合

(注) この制度の対象となる特別共同試験研究費とは、次に掲げる特別共同試験研究に係る一定の要件を満たす試験研究費をいいます(措法42の4七、措令27の4)。

- イ 研究交流促進法に規定する試験研究機関等と共同して行う試験研究で、当該試験研究機関等との一定の契約又は協定に基づいて行われるもの
- ロ 大学等と共同して行う試験研究で、当該大学等との一定の契約又は協定に基づき研究員を当該大学等に派遣して行うもの(ハのものを除きます。)
- ハ 大学等と共同して行う試験研究で、当該試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものとして所管の大臣が認定したものであって、当該大学等との一定の契約又は協定に基づき、研究員を大学等に派遣して行うもの又は当該大学等の研究員を受け入れて行うもの
- ニ 研究交流促進法に規定する試験研究機関等に委託する試験研究で、当該試験研究機関等との一定の契約及び協定に基づいて行われるもの
- ホ 大学等に委託する試験研究費のうち、当該試験研究の対象となる技術の水準の向上に著しく寄与するものとして所管の大臣が認定したものであって当該大学等との一定の契約又は協定に基づき行うもの

(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業技術基盤強化税制について、増加試験研究費の税額控除制度並びに上記(1)及び(2)の税額控除制度との選択適用とされた上で、次の改正が行われました。

イ 税額控除割合の改正

税額控除割合が次の表のとおり改正されました(措法42の4)。

事業年度	税額控除割合
平成15年1月1日以前に開始した各事業年度 又は平成15年4月1日以前に終了した各事業年度	10%
平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度（平成15年4月1日以後に終了する事業年度に限ります。）	15%
平成18年4月1日以後に開始する各事業年度	12%

ロ 税額控除限度額の改正

税額控除は、当該事業年度の所得に対する法人税額の20%（改正前は15%）相当額が限度となります(措法42の4)。

(4) 繰越税額控除限度超過額等の控除制度の創設

青色申告法人の各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、当該事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限ります。）で上記(1)又は(2)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額（この(4)による控除済の金額を除きます。）の合計額（以下この項において「繰越税額控除限度超過額」といいます。）がある場合、その事業年度の試験研究費の額（この(2)の開発研究用設備の特別償却費として損金の額に算入された金額を除きます。以下「特別償却実施額控除後試験研究費の額」といいます。）が当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の特別償却実施額控除後試験研究費の額を超えるときは、繰越税額控除限度超過額の税額控除を認めるという制度が創設されました(措法42の4)。

また、上記(3)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額（この(4)による控除済の金額を除きます。）の合計額（以下「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」といいます。）がある場合においても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除を認めるという制度が創設されました(措法42の4)。

ただし、これらの税額控除（重複適用はできません。）は、それぞれ当該事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額が限度となります。

なお、この繰越税額控除限度超過額の税額控除を行う事業年度において上記(1)又は(2)の適用により税

額控除がある場合には、この法人税額の20%相当額は、まず、上記(1)又は(2)の税額控除に充てられ、次にその残額が繰越税額控除限度超過額の税額控除に充てられることとなります。また、繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除を行う事業年度においても同様に、上記(3)の適用により税額控除がある場合には、この法人税額の20%相当額は、まず、上記(3)の税額控除に充てられ、次にその残額が繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除に充てられることとなります(措法42の4 八・十)。

(5) 増加試験研究費の税額控除制度の適用期限の延長

増加試験研究費の税額控除制度の適用期限が平成18年3月31日(改正前は平成15年3月31日)まで3年延長されました(措法42の4)。

(6) 試験研究費・増加試験研究費の範囲の改正

イ 試験研究費の範囲から次に掲げるものが除かれました(旧措令27の4 五・六・八)。

- ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する組合等が高度化等計画、高度化等円滑化計画、進出計画若しくは進出円滑化計画に係る負担金として賦課するもの
- ・ 中小ベンチャー法に規定する組合等が研究開発等事業計画に係る負担金として賦課するもの
- ・ 食品流通構造改善促進法に規定する食品製造事業協同組合等が新技術研究開発事業に関する計画に係る負担金として賦課するもの

ロ 特別試験研究費の範囲からエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する承認事業者等が行う試験研究に係るものが除かれました(旧措法42の4 五、旧措令27の4 一)。

(7) 適用要件等

(1)及び(2)又は(3)の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともにその計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています。

また、(4)の適用を受けるためには、繰越税額控除限度超過額等の生じた事業年度から(4)を適用する事業年度まで連続して確定申告書等にその明細書を添付し、適用する事業年度においては、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともにその計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています(措法42の4)。

(8) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(7)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の9、措令39の39)。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)から(4)までに係る改正後の規定は、平成15年1月1日以後に開始し、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則88)。

なお、平成15年1月1日前に開始した事業年度及び平成15年4月1日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法附則88)。

(2) 平成15年4月1日前に支出した改正の内容の(6)のイの負担金については、改正前の規定が適用されます(改正措令附則20)。

(3) 改正の内容の(8)に係る改正後の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成15年1月1日以後に開始し、かつ、平成15年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則107)。

なお、連結法人の連結親法人事業年度が平成15年1月1日前に開始した連結事業年度及び15年4月1日前に終了した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます(改正法附則107)。

2 情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人又は青色申告法人で一定の要件を満たすものが、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間(以下この項において「指定期間」といいます。)内に、特定情報通信機器等の取得等又はリース情報通信機器等の賃借をして、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除きます。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(平成15年4月1日以後に終了する事業年度に限り、解散(合併による解散を除きます。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、法人税額の特別控除を認めるという制度が創設されました(措法42の11)。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 特定情報通信機器等の取得等をした場合

イ 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人です(措法42の11)。

ロ 適用対象資産

この制度の適用対象資産とされる特定情報通信機器等は、情報通信機器等を取付した場合の特別償却と同様です(1ページ 1(1)参照)。

八 税額控除限度額

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

なお、税額控除は、当該事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額が限度となります(措法42の11)。

$$\text{(算式)} \quad \text{特定情報通信機器等の取得価額の合計額} \times \text{税額控除割合(10\%)} = \text{税額控除限度額}$$

(2) リース情報通信機器等を賃借した場合

イ 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人のうち資本の金額又は出資金額が3億円超の法人(農業協同組合等を除きます。)以外の法人です(措法42の11、措令27の11)。

ロ 適用対象資産等

(イ) 適用対象資産

この制度の適用対象資産とされるリース情報通信機器等とは、情報通信機器等を取付した場合の特別償却(1ページ 1(1)イ参照)と同様の情報通信機器等で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のリース費用の総額の合計額となるものをいいます。

- a 当該事業年度の指定期間内に賃借をしたソフトウェア以外の情報通信機器等...そのリース費用の総額の合計額が200万円以上のもの
- b 当該事業年度の指定期間内に賃借をしたソフトウェア...そのリース費用の総額の合計額が100万円以上のもの

(ロ) 対象となるリース契約等の要件

リース情報通信機器等については、次に掲げる要件のすべてを満たすリース契約により物品賃貸業を営む者から賃借したものに限り(措令27の11)。

- a 情報通信機器等のリース契約期間が4年以上であり、かつ、当該リース契約期間が当該情報通信機器等の耐用年数を超えないものであること。
- b リース費用の総額が当該情報通信機器等ごと(同一の情報通信機器等が2以上ある場合には、ソフトウェア以外の情報通信機器等にあつては、一台若しくは一基又は一組若しくは一式ごととし、ソフトウェアにあつてはソフトウェアごととします。)に定められているものであること。
- c 情報通信機器等に係るリース契約においてリース費用の総額がリース契約期間内において均等額により定期的に支払われることとされていること。

八 リース税額控除限度額

リース税額控除限度額は、次の算式により計算します。

ただし、税額控除は、当該事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額が限度となります。

なお、この税額控除を行う事業年度において上記(1)の適用により税額控除がある場合には、この法人税額の20%相当額は、まず、上記(1)の税額控除に充てられ、次にその残額がリース税額控除に充てられることとなります(措法42の11)。

$$\text{(算式)} \quad \text{リース費用の総額の60\%相当額の合計額} \times \text{税額控除割合(10\%)} = \text{リース税額控除限度額}$$

二 リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース税額控除の取戻し

リース税額控除の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度後の各事業年度において、解散等の事由以外の事由によりリース期間満了前にリース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合には、その供しなくなった日からリース期間の末日までの期間に対応する金額をその供しなくなった日を含む事業年度の法人税の額に加算します(措法42の11、措令27の11)。

(3) 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人の各事業年度(解散(合併による解散を除きます。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限り(1)参照)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、(1)又は(2)による控除をしてもなお控除しきれない金額(この(3)による控除済の金額を除きます。)の合計額(以下この項において「繰越税額控除限度超過額」といいます。)を有する場合には、繰越税額控除限度超過額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除します。

ただし、税額控除は、当該事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額が限度となります。

なお、この繰越税額控除限度超過額の税額控除を行う事業年度において上記(1)又は(2)の適用により税額控除がある場合には、この法人税額の20%相当額は、まず、上記(1)又は(2)の税額控除に充てられ、次

にその残額が繰越税額控除限度超過額の税額控除に充てられることとなります（措法42の11）。

- (4) 平成15年4月1日以前に終了した事業年度の指定期間内に取得等をした特定情報通信機器等又は賃借をしたリース情報通信機器等の特例

青色申告法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成15年4月1日以前に終了した事業年度の指定期間内に、特定情報通信機器等の取得等をし、又はリース情報通信機器等を賃借して、これらを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合又は当該事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合若しくは他のリース税額控除の適用を受けた場合を除きます。）には、平成15年4月1日を含む事業年度において、それぞれ次の算式により計算した金額を繰越税額控除限度超過額とみなして(3)の税額控除をすることができます（措法42の11）。

（算式）	
イ 特定情報通信機器等の取得等をした場合	
特定情報通信機器等の取得価額の合計額	× 税額控除割合（10%）
ロ リース情報通信機器等を賃借した場合	
リース費用の総額の60%相当額の合計額	× 税額控除割合（10%）

(5) 適用要件等

イ 特定情報通信機器等又はリース情報通信機器等につき、措法等の規定による特別償却、圧縮記帳又は他の税額控除の適用を受ける場合には、この制度の適用はありません（措法53等）。

ロ (1)、(2)及び(4)の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともにその計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています。なお、(4)の適用を受けるに当たって、平成15年4月1日以前に終了した事業年度においては、明細書の添付等は必要ありません。

また、(3)の適用を受けるためには、繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度から(3)を適用する事業年度まで連続して確定申告書等にその明細書を添付し、適用する事業年度においては、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともにその計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています（措法42の11）。

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(5)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15、措令39の45）。

〔適用時期〕

- (1) 上記(1)から(5)までの規定は、平成15年1月1日以後に情報通信機器等の取得等又はリース情報通信機器等の賃借をする法人の平成15年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則95）。
- (2) 上記(6)の規定は、平成15年1月1日以後に情報通信機器等の取得等又はリース情報通信機器等の賃借をする連結親法人又はその連結子法人の平成15年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則114）。

3 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人で次に掲げるものに該当する同族会社のそれぞれ次に掲げる事業年度については、同族会社の特別税率の規定（法67：いわゆる留保金課税の規定）は適用しないというものです（措法68の2）。

- (1) 新事業創出促進法の中小企業者に該当するもの……設立後10年以内の事業年度
- (2) 新事業創出促進法の認定事業者に該当するもの……認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している事業年度
- (3) 中小ベンチャー法の中小企業者に該当するもの……総収入金額に対する試験研究費等割合が3%を超える事業年度

また、青色申告法人で当該事業年度終了の時における資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社における平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する各事業年度の同族会社の特別税率の規定の適用については、課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額とする税額の軽減措置が講じられていました（旧措法68の2）。

〔改正の内容〕

(1) 適用対象法人の追加

同族会社のうち各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が1億円以下の青色申告法人で、次の算式に掲げる自己資本比率が50%以下であるものが、この制度の適用対象法人に追加され、その法人の平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度については、所定の書類の添

付を要件に同族会社の特別税率の規定は適用されないこととされました（措法68の2 四、措規22の20四）。

$$\text{自己資本比率（％）} = \frac{\text{前事業年度末自己資本の額（注）}}{\text{前事業年度末総資産の額}} \times 100$$

（注）分子の「前事業年度末自己資本の額」とは、前事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額に当該同族会社の同族株主等からの借入金等の金額を加算した金額となります（措法68の2 四、措令39の34の2 ）。

(2) 税額の軽減措置の廃止

青色申告法人で当該事業年度終了の時における資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社における同族会社の特別税率の規定の適用については、課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額に軽減される措置が講じられていましたが、この措置が平成15年4月1日以後に開始する事業年度から廃止されました（旧措法68の2 、改正法附則87）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の109、措令39の128、旧措法68の109、旧措令39の128）。

〔適用時期〕

- (1) 改正内容の(1)及び(2)の改正後の規定は、平成15年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則87）。
- (2) 改正内容の(3)の改正後の規定は、平成15年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則122）。

4 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合等の税額控除（措法42の5、68の10、改正法附則89、108、平4大蔵省告示第57号、平15財務省告示第160号、平4通商産業省告示第145号、平15経済産業省告示第102号）	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（4ページ参照）と同様の改正が行われています。また、連結納税の承認が取り消された場合（法4の5）の承認の効力等に改正が行われたことに伴い、所要の整備が行われています。	平15.4.1以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます。 また、平15.4.1後に承認が取り消される場合について適用され、平15.4.1以前に承認が取り消された場合については、従来どおり適用されます。
(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の税額控除（措法42の7 六、68の12 六、措令27の7、39の42、旧措法42の7 三・五・八、68の11 三・五・八、旧措令27の7、39の41、改正法附則91、110、平9大蔵省告示第221号、平15財務省告示第161号）	事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（4ページ参照）と同様の改正が行われています。また、連結納税の承認が取り消された場合（法4の5）の承認の効力等に改正が行われたことに伴い、所要の整備が行われています。	平15.4.1以後に取得等又は賃借をするものについて適用され、同日前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます。 また、平15.4.1後に承認が取り消される場合について適用され、平15.4.1以前に承認が取り消された場合については、従来どおり適用されます。
(3) 事業化設備等を取得した場合等の税額控除（旧措法42の8、68の12、改正法附則92、111、旧措令27の8、39の42）	事業化設備等を取得した場合の特別償却制度（4ページ参照）と同様の改正が行われました。	平15.4.1前に取得等又は賃借をしたものについては、従来どおり適用されます。

その他の改正

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 同族会社（法20、法令4、改正法附則8、改正法令附則2）</p> <p>同族特定信託（法82の5、法令156の3）</p>	<p>同族会社の判定に関して、次の改正が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その会社が自己株式（出資を含みます。以下同じ。）を有する場合には、判定の基礎となる株主等からその会社を除くこととされました。 ・ その会社が有する自己株式を発行済株式の総数又は出資金額から除くこととされました。 ・ 同族会社となる持株割合の基準が発行済株式の総数又は出資金額の100分の50超（改正前は100分の50以上）とされました。 <p>同族特定信託の判定に関して、上記と同様の改正が行われました。</p>	<p>平15.4.1以後に開始する事業年度分又は計算期間の法人税について適用され、同日前に開始する事業年度分又は計算期間の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の要件（法22の八、22の十一、22の十四、法令4の2、改正法附則9、改正法令附則3）</p>	<p>合併、分割、現物出資又は事後設立（以下「組織再編成」といいます。）の後に適格合併が行われることが見込まれる場合であっても、一定の要件を満たすときは、その組織再編成は適格組織再編成に該当することとされました。</p>	<p>平15.4.1以後に行う合併、分割、現物出資又は事後設立について適用され、同日前に行った合併、分割、現物出資又は事後設立については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 連結納税の承認の申請（法4の3二、二、改正法附則8）</p>	<p>連結申請特例年度において連結納税の承認を受ける日の前日（改正前は申請日から5月を経過する日）までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行った他の内国法人の承認の効力を生ずる日が、その承認を受ける日の属する事業年度開始の日（改正前は申請日から5月を経過する日の属する事業年度開始の日）とされるなど所要の整備が行われました。</p>	<p>平15.4.1以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分（平成14年7月改正法附則第3条の経過措置対象年度の期間内の事業年度分又は連結事業年度分を除きます。）の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分（平成14年7月改正法附則第3条の経過措置対象年度の期間内の事業年度分又は連結事業年度分を含みます。）の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 連結納税の承認の取消し等（法4の5二・四・五、改正法附則8）</p>	<p>連結納税の承認の取消し等について、次の改正が行われるなど所要の整備が行われました。</p> <p>イ 承認取消しによりその取り消された日（改正前は取消し処分のあった日の属する連結事業年度開始の日）以後の期間についてその承認の効力を失うこととされました。</p> <p>ロ 承認のみなし取消し日が次の場合、それぞれ次の日以後の期間についてその承認の効力を失うこととされました。</p> <p>(イ) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなったこと そのなくなった日</p> <p>(ロ) 連結子法人の解散 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）</p> <p>(ハ) 連結子法人（解散したものを除きます。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったこと その有しなくなった日</p>	<p>(3)と同じとなります。</p>
<p>(5) 分割型分割による交付資産等（法令8の2、改正法令附則5）</p>	<p>分割型分割（適格分割型分割を除きます。）又は減資等による資本積立金額の計算について所要の整備が行われました。</p>	<p>平15.4.1以後に行う分割型分割又は減資等について適用され、同日前に行った分割型分割又は減資等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 適格分割型分割によ</p>	<p>分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に</p>	<p>平15.4.1以後に行う適</p>

<p>り引き継ぐ利益積立金額(法令9、改正法令附則6)</p>	<p>引き継ぐ利益積立金額の計算について、所要の整備が行われました。</p>	<p>格分割型分割について適用され、同日前に行った適格分割型分割については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 連結法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少(法令9の2、改正法令附則2)</p>	<p>連結法人株式の帳簿価額の修正事由が生じた日の直前に終了する連結事業年度終了の日の翌日から当該事由が生じた日の前日までの期間における連結個別利益積立金額等の増加・減少額のうち一定のものが連結法人株式の帳簿価額修正額の計算上、調整されることとされました。</p>	<p>(3)と同じとなります。</p>
<p>(8) 信託財産に係る収入及び支出の帰属(法12、改正法附則8)</p>	<p>信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則を適用しない信託の対象に社債等の振替に関する法律に規定する加入者保護信託が追加されるなど所要の整備が行われました。</p>	<p>平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 連結納税制度におけるみなし事業年度(法14九、十六、十七、改正法附則8)</p>	<p>連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなったことにより連結法人が当該連結親法人のみとなった場合に、その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなった日の前日までの期間及び連結子法人がなくなった日からその連結事業年度終了の日までの期間にみなし事業年度が生じることとされたほか、次の場合に次の期間のみなし事業年度が生じることとされました。 イ 連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合(解散など一定の事由によるものを除きます。) その連結事業年度開始の日からその有しなくなった日の前日までの期間、その有しなくなった日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間 ロ 連結法人が連結納税の承認の取消しの処分があったことによりその承認が取り消された場合 その取り消された日の属する連結事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間、その取り消された日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間</p>	<p>(3)と同じとなります。</p>
<p>(10) 連結事業年度の意義(法15の2、改正法附則8)</p>	<p>上記9のみなし事業年度の改正に伴い、連結事業年度から次の期間が除かれるなど所要の整備が行われました。 イ 連結納税の承認の取消しがあった場合のその取り消された連結子法人の連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間 ロ 解散した連結子法人の連結親法人事業年度開始の日から解散の日(又は合併の日の前日)までの期間 ハ 上記イ及びロ以外の事由により連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人の連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなった日の前日までの期間</p>	<p>(3)と同じとなります。</p>
<p>(11) 収益事業の範囲(法令5、法規8の2の2、8の3、改正法令附則1三、4、改正法規附則1三、2)</p> <p>(旧法令5一イ・六一、旧法規4、改正法令附則4、改正法規附則2)</p> <p>(法令5二ホ・三チ、法規8の2の2、改</p>	<p>特殊法人等が独立行政法人に移行されることにより、収益事業の範囲について、所要の整備等が行われました。</p> <p>収益事業に該当しない事業の範囲から日本体育・学校健康センター法の規定により指定を受けた法人が行う学校給食用物資等の販売業及び製造業が除かれました。</p> <p>民間都市開発推進機構が行う次の事業が収益事業の範囲から除かれました。</p>	<p>平15.10.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>日本体育・学校健康センター法の規定により指定を受けた法人が平15.10.1から独立行政法人日本スポーツセンター法に規定する政令で定める日までの間に行う販売業及び製造業については、従来どおり適用されます。</p> <p>平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税につ</p>

<p>正法令附則2、改正法規附則2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第14条第10項(同条第12項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定に基づく業務として行う不動産販売業 ・ 都市再生特別措置法第29条第1項第1号に掲げる業務として行う金銭貸付業 ・ 都市再生特別措置法第29条第1項第3号に掲げる業務として行う信用保証業 	<p>いて適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 負債の利子に準ずるもの(法令21、改正法令附則2)</p>	<p>受取配当等の益金不算入制度に関して、損害保険会社の損害保険契約に係る保険料積立金の利子に相当する金額について、満期返戻金を支払う旨の特約の有無にかかわらず、負債の利子に準ずるものに含めることとされました。</p>	<p>平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 使用人兼務役員とされない役員(法令71、改正法令附則2)</p>	<p>使用人兼務役員とされない役員の要件のうち、株主グループの持株割合の判定について、(1)の同族会社と同様の改正が行われました。</p>	<p>平15.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(14) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲(法令77三・四、法規23の2、改正法令附則9、平15文部科学省告示第59号)</p>	<p>特定公益増進法人の範囲に、次の法人が追加されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 慢性疾患にかかっている児童の医療施設における療養のために当該児童及びその世話をを行う家族を宿泊させることを目的とした施設の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人 ロ 一定のインターナショナルスクールの設置を主たる目的とする学校法人又は準学校法人 	<p>平15.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(15) 国庫補助金等の範囲(旧法42二、法令79、旧法79、旧法規24の2、改正法令附則1四、10、改正法令附則1三・四、10)</p>	<p>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定により無償で譲り受けた固定資産が適用対象から除かれました。</p> <p>特殊法人等が独立行政法人に移行されることにより、国庫補助金等の範囲について、所要の整備が行われました。</p> <p>(注)「適用時期等」欄の「平15.10.1」については、独立行政法人雇用・能力開発機構に係る助成金にあつては「平16.3.1」とされます。</p>	<p>平15.10.1前に取得した固定資産については、従来どおり適用されません。</p> <p>平15.10.1以後に交付を受ける助成金等について適用され、同日前に交付を受けた助成金等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(16) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し(法57、81の9、法令112、改正法令附則11)</p>	<p>欠損金の繰越しの規定の適用がある欠損金として連結法人の次に掲げる事業年度前に生じた欠損金が追加されるなど、連結納税に係る欠損金の繰越しについて、所要の整備が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 連結親法人又は株式移転に係る完全子会社であった連結子法人が最初の連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に分割型分割を行った場合のその分割前事業年度 ロ 連結申請特例年度開始の日の翌日から連結納税の承認を受ける日の前日までの間に分割型分割を行った場合のその分割前事業年度 ハ 株式移転に係る完全子会社であった連結子法人が最初の連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に自己を被合併法人とする合併を行う場合のその合併前事業年度 	<p>平15.4.1以後に行う分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度における欠損金額について適用され、同日前に行った分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度における欠損金額については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(17) 連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益(法61の12五、法令122の13、改正法令附則8、改正法令附則2)</p>	<p>連結納税への加入に伴う資産の時価評価の適用除外とされる法人の範囲に、その発行済株式等を直接又は間接に保有していた連結子法人の解散(合併による解散を除きます。)に基因して連結納税の承認を取り消された他の連結子法人がその解散をした連結子法人の残余財産の分配により連結親法人がその発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなった場合(仮に解散がなかったものとした場合に、承認の取消日から残余財産分配の日まで継続して完全支配関係の要件を満たすときに限ります。)の当該他の連結子法人が追加されました。</p>	<p>(3)と同じとなります。</p>
<p>(18) 分割前事業年度における連結法人間取引の損益の調整(法61の13、改正法令附則8)</p>	<p>自己を被合併法人とする適格合併(連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限ります。)を行った連結子法人がその適格合併の日の前日の属する事業年度について単体申告を行うとき</p>	<p>(3)と同じとなります。</p>

	は、連結申告を行う場合と同様に、譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の調整を行うこととされました。	
(19) 技術等海外取引に係る所得の特別控除（旧措法58、68の60、旧措令34、39の87、旧措規21の15、22の59、改正法附則98、117）	適用期限（平成15年3月31日）の到来をもって、この制度が廃止されました。	平15.3.31を含む事業年度以前の各事業年度に技術等海外取引による収入金額がある場合には、従来どおり適用されます。
(20) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（措法61、旧措法61）	適用対象となる組合等から農業協同組合及び農業協同組合連合会が除かれました。 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1前に終了した事業年度については、従来どおり適用されます。
(21) 共同で現物出資した場合の課税の特例（措法66、68の86、措令39の10、39の110、措規22の9の3四、22の73四、平15財務省令第52号附則）	産業活力再生特別措置法の改正に伴い、共同事業再編計画の認定を受けた共同事業再編法人が当該共同事業再編計画に従って新たに法人を設立するための一定の金銭以外の資産の出資（特定共同出資）が適用対象とされました。	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律施行の日（平15.4.9）以後に特定共同出資により取得した株式又は出資について適用され、平15.4.1前に特定共同出資により取得した株式又は出資については、従来どおり適用されます。
(22) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例（措法66の10、68の94、旧措法66の10三・四・六、改正法附則100、119）	適用対象から次の資産が除かれました。 ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る試験研究用資産 ・ 中小ベンチャー法に係る試験研究用資産 ・ 食品流通構造改善促進法に係る試験研究用資産 適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	平15.4.1前に取得等をした固定資産については、従来どおり適用されます。
(23) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（措法66の11、旧措令39の22八・十一、改正法附則101、改正措令附則25）	適用対象に社債等の振替に関する法律に規定する加入者保護信託の信託財産とするための負担金が追加されました。 適用対象から次の業務に係る負担金が除かれました。 イ 農業協同組合合併助成法に規定する推進法人又は支援法人が行う特定の業務 ロ 漁業協同組合合併促進法に規定する推進法人が行う特定の業務	平15.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。
(24) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（措法66の11の2、措令39の22の2、措規22の11の2、改正法附則102、改正措令附則26、改正措規附則8）	認定特定非営利活動法人の認定要件のうち、いわゆるパブリックサポートテスト（総収入金額のうち受入寄附金総額の占める割合が3分の1以上の割合であること）の要件について、次の改正が行われ、緩和されました。 イ 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の申請については、当該割合が5分の1以上とされました。 ロ 受入寄附金総額から控除することとなる同一の者からの寄附金の基準限度超過額が、受入寄附金総額の100分の5（改正前は100分の2）を超える部分の金額とされました。 ハ 総収入金額及び受入寄附金総額から控除することとなる同一の者からの寄附金の金額基準が、1,000円未満（改正前は3,000円未満）に引き下げられました。 ニ 総収入金額から控除することとなる補助金等の範囲に、国・地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関からの委託事業費並びに我が国が加盟している国際機関からの補助金等が追加されました。 認定要件のうち、特定非営利活動が複数の市町村で行われていること等の活動範囲に関する要件が削除されました。 認定要件のうち、海外への送金又は金銭の持出しに係る国税庁長官への事前の書類の提出について、その金額が200万円以下の場合には、事業年度終了後に報告することとなりました。 認定特定非営利活動法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄附金	平15.4.1以後に行う認定の申請について適用し、同日前に行った認定の申請については、従来どおり適用されます。 平15.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

	の額とみなすとともに、寄附金の損金算入限度額が所得の金額の20%（改正前は2.5%）相当額に引き上げられました。	
(25) 欠損金の繰越期間の特例(措法66の12、66の13、旧措法66の13二・二、措令39の23、39の24、措規22の12、改正法附則103、改正措令附則27、平15財務省令第52号附則)	<p>産業活力再生特別措置法に係る特例欠損金額の繰越期間の特例制度について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象に改正後の産業活力再生特別措置法に規定する共同事業再編計画に基づく設備の廃棄等及び経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等が追加されました。</p> <p>ロ 設備廃棄等による欠損金額を計算する場合において、減価償却資産の設備廃棄等の直前の帳簿価額には当該設備廃棄等に要した取壊費用等の付随費用を含めて計算することとされました。</p> <p>ハ 適用期限が平成17年3月31日までとされました。</p> <p>中小ベンチャー法に係る特例欠損金額の繰越期間の特例の適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>特定通信・放送開発事業実施円滑化法に係る特例欠損金額の繰越期間の特例制度が廃止されました。</p>	<p>産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平15.4.9）以後に終了する事業年度において生じた同日以後の設備廃棄等による欠損金額について適用され、同日前に終了した事業年度において生じた平15.4.1前の設備廃棄等による欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平15.4.1前に認定を受けた法人の特例欠損金額については、従来どおり適用されます。</p>
(26) 特定の医療法人の法人税率の特例(措法67の2、68の100、措令39の25、39の122の2、措規22の15、22の77の2、改正法附則104、121、改正措令附則29、36、改正措規附則9、13、平15厚生労働省告示第147号)	<p>特定の医療法人の承認要件の一部が次のとおり改正されるとともに、当該承認は国税庁長官（改正前は財務大臣）が行うこととされました。</p> <p>イ 各事業年度において厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書の交付を受けること</p> <p>ロ 運営組織が適正であるとともに、役員等の数のうちその親族等の数の占める割合が3分の1（改正前は10分の4）以下であること</p> <p>ハ 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと</p> <p>承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に上記イの証明書及び一定の書類を提出することが義務付けられました。</p>	<p>平15.4.1以後に行う承認の申請について適用し、同日前に行った承認の申請については、従来どおり適用されます。</p> <p>平15.4.1以後に終了する事業年度に係る証明書の提出について適用されません。</p>
(27) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止(措法68の4)	適用期限が平成17年3月31日まで2年延長されました。	
(28) 連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例(震災特例法26の6、改正法附則134)	特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例制度について、連結納税に関する所要の整備が行われました。	平15.4.1以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用されます。
(29) 相手国から情報の提供要請があった場合の当該職員の質問検査権等(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律9、10、13)	租税条約の規定に基づき条約相手国から情報の提供要請があった場合には、一定の場合を除き、当該情報の提供のために国税庁等の職員が当該要請において特定された者に対して質問検査を行うことができることとされたほか、罰則等に関して所要の整備が行われました。	平15.4.1から適用されません。